

令和4年～令和6年度輸送の安全に関する公表

令和7年3月31日

1. 輸送の安全に関する基本方針

「安全は全てに優先する」

「安全は業務の基本動作」

「安全は最大の顧客満足」

- (1) 安全確保が最優先で事業経営の根幹であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善を尽くす。
- (2) 輸送の安全に関する関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守し厳正かつ忠実に業務を遂行する。
- (3) 安全対策を不断に見直し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- (4) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 輸送安全に関する目標及び当該目標の達成状況

項目	目標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人身事故	ゼロ	0件	0件	0件
過失による物損事故	ゼロ	1件	1件	0件
交通違反件数	ゼロ	0件	0件	0件

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

項目	件数	件数	件数
	令4年度	令5年度	令6年度
自動車転覆し、転落、火災(積載物の火災を含む)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件	0件	0件
死者又は重症者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたもの	0件	0件	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0件	0件	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件	0件	0件
原動機および動力伝達装置、車輪及び車軸、操縦装置、制動装置、ばねその他の緩衝装置、車枠および車体など自動車装置(道路運送車両法第41条に掲げるもの)の故障により自動車が運行できなくなったもの	0件	0件	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件	0件	0件

4. 行政処分内容、講じた措置等

処分内容 ; 令和6年11月21日監査時に運行記録計による記録(又は記録保存)のないものがあったこと。(30日車→警告)
講じた措置 ; 1)再発防止の指導教育、2)デジタコ導入設置した。(令和6年12/30完了)